

消防団員の処遇等に関する実態調査 調査結果概要(出動手当関連)

消防団員の処遇等に関する実態調査（調査概要）

- 消防団員の処遇等に関し、以下のとおり実態調査を実施。
- 本日の検討会においては、出動手当に関する箇所（以下の赤字箇所）について、調査結果を報告。

調査概要

- ・ 名称：「消防団員の処遇等に関する実態調査」
- ・ 対象：市町村（一部事務組合等を含む）
- ・ 調査時点：令和2年4月1日時点
- ・ 回答状況：1,719団体中、1,719団体（100%） ※特別区は1団体としている。
- ・ 期間：R2.12.15(火)発出 → R3.1.15(金) 〆
- ・ 調査内容
 - ① 消防団員の処遇に関する実態調査
報酬・出動手当・消防団運営費等、消防団活動に係る決算額（R1）・予算額（R2）
報酬・出動手当の額、支給方法、個人に直接支給しない理由
出動手当の条例上の位置づけ、出動手当を7,000円以上に引き上げない理由 等
 - ② 消防団員の活動に関する実態調査
消防団の標準的な年間スケジュール、
災害時や訓練時等の具体的な活動内容・活動時間・出動手当の有無 等

出勤手当（風水害等の災害出勤）の分類

（参考）第1回検討会資料

- 市町村は条例に基づき、出勤に応じた手当を支給しており、多くの市町村では、火災に係る出勤、風水害等に係る出勤、訓練に係る出勤等、出勤の態様に応じて支給金額を定めている。（地方交付税算入額：1回7,000円）
- 風水害等に係る出勤手当に限っても、以下のとおり、支給の方法や金額については多様である。
- 出勤手当の位置づけは、条例(例)にならい、一般的には費用弁償としているものと推察される。

出勤手当（風水害等の災害出勤）の分類（令和2年4月1日現在）

① 1回あたりの出勤手当を定額で定めているもの

- （例）・1回につき4,000円
- ・1回につき7,000円（※例外的に報酬としている）

… 1,046市町村

うち5,000円未満	978市町村
うち5,001円～6,999円	42市町村
うち7,000円以上	26市町村

② 1回あたりの出勤手当を出勤の態様ごとに定めているもの

- （例）・5時間未満3,000円、5時間以上6,000円
- ・昼間の出勤：1回3,000円、夜間の出勤：1回4,000円

… 496市町村

③ 上記①、②以外の定め方をしているもの

… 107市町村

○ 出勤手当を年額で支給することとしているもの

- （例）・水火災、警戒、訓練等の場合：年額6,000円
- ・水火災、警戒、訓練等の場合：年額9,000円（※例外的に報酬としている）

○ 出勤手当を部単位等で支給することとしているもの

- （例）・水火災、訓練等の場合、1つの部につき：1回15,000円

○ 出勤に係る手当の支給という方法で定めていないもの

- （例）・出勤に係る旅費を実費で支給

④ 出勤手当を定めていないもの

… 70市町村

出動手当の平均額（支給単位別）等

- 出動手当の平均額は、全ての支給単位、種別において、地方交付税単価の7,000円/回以下。
- 1回当たりの出動手当を7,000円以上に引き上げない理由として最も多い回答は、「予算上の制約」であり、次いで「費用弁償であり、実費として7,000円もかからないため」が多い。

【出動手当の平均額（支給単位別）】※1

（令和2年4月1日時点）

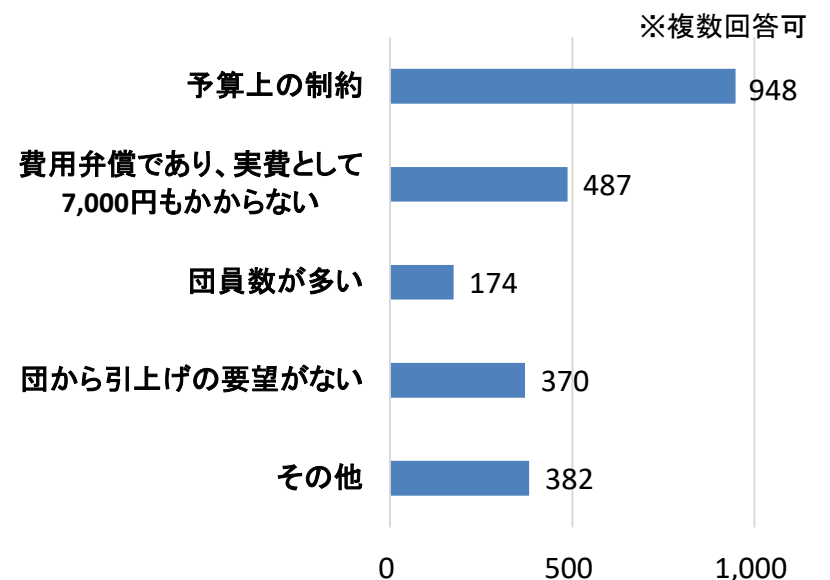
支給単位	種別			
	火災	風水害等	警戒	訓練
① 1回（時間・態様に関係なく定額）	2,689円	2,730円	2,509円	2,398円
② 1回（時間により変動あり）※2	3,662円	3,653円	3,148円	3,087円
③ 1回（出動の態様ごと）※3 例：昼間3,000円、夜間4,000円	3,634円	3,393円	2,519円	2,472円

※1 支給単位が、年額単位やポンプ車1台単位等、平均値を算出するのに馴染まないものについては、①～③全ての区分から除いている

※2 各団体が「1回の出動」と数える単位あたりの額を、単純に平均している

※3 各団体が設ける区分のうち、一番高い額を、単純に平均している

【7,000円以上に引き上げない理由】



※「その他」の回答例（団体数）

- ・ 1回当たり単価は7,000円未満であるが、活動時間に応じた支給額となっているため、活動時間によっては1日当たりの支給額が7,000円を超える場合がある。
- ・ 近隣市町村の金額を参考にしている。

出勤手当の平均額（団体規模別）

- 団体規模別の出勤手当の平均額は、出勤の種別により異なるが、政令市で3,200円～4,000円程度、中核市で2,600円～3,100円程度、一般市で2,400円～2,800円程度、町村で2,700円～3,100円程度となっている。

【出勤手当の平均額（団体規模別）】

（令和2年4月1日時点）

団体規模	種別			
	火災	風水害等	警戒	訓練
政令市	3,973円	3,668円	3,248円	3,198円
中核市	3,045円	3,050円	2,686円	2,601円
一般市	2,776円	2,808円	2,483円	2,388円
町村	3,042円	3,089円	2,686円	2,687円

※ 各団体が「1回の出勤」とする額を、単純に平均したもの。

※ 支給単位が、年額単位やポンプ車1台単位等、平均値を算出するのに馴染まないものについては除いている。

出勤手当の条例上の位置づけ

- 出勤手当の条例上の位置づけは、「費用弁償」としている団体（1,338団体）が約8割と最も多く、次いで、「報酬」（194団体）、「その他」（151団体）となっている。

【出勤手当の条例上の位置づけ】

条例上の位置づけ	団体数（割合）
① 費用弁償	1,338（79.5%）
② 報酬	194（11.5%）
③ その他 ※	151（9.0%）

※ 条例に定めがなく、要綱に基づいて支給している

団に対する交付金・補助金の一部として支給している 等

出勤手当の支給方法

- 全ての団員に対し、直接支給している団体数（下記①）は全国で606団体（36.0%）。
- また、約2割の団体が、階級や基本団員・機能別団員の別など、団員の属性により支給方法を分けている（下記④～⑦）。

【出勤手当の支給方法】

支給方法	団体数（割合）
① 個人に直接支給	606（36.0%）
② 団（分団・部等を含む）経由で個人に支給	369（21.9%）
③ 団（分団・部等を含む）に支給	382（22.7%）
④ ①及び② ※1	147（8.7%）
⑤ ①及び③ ※2	153（9.1%）
⑥ ②及び③ ※3	16（1.0%）
⑦ ①、②及び③ ※4	10（0.6%）

※1：分団長以上及び女性団員は直接支給、その他の団員は分団経由で個人支給 等

※2：女性団員及び機能別団員は直接支給、その他の基本団員は分団に支給 等

※3：操法大会訓練に係る手当は分団経由で個人支給、その他の手当は分団に支給 等

※4：団長、副団長及び機能別団員は直接支給、女性団員は団経由で個人支給、その他の団員は団に支給 等

出勤手当の支給方法（団体規模別）

- 支給方法を団体規模別に見ると、全ての団員に対し直接支給している団体（下記①）の割合は、
政令市（81.0%）＞中核市（50.0%）＞一般市（36.0%）＞町村（34.1%）
と、団体規模が小さくなるほど低くなっている。
- 一方で、全てを団に対し支給している団体（下記③）の割合は、
政令市（4.8%）＜中核市（13.3%）＜一般市（20.5%）＜町村（25.4%）
と、団体規模が小さくなるほど高くなっている。

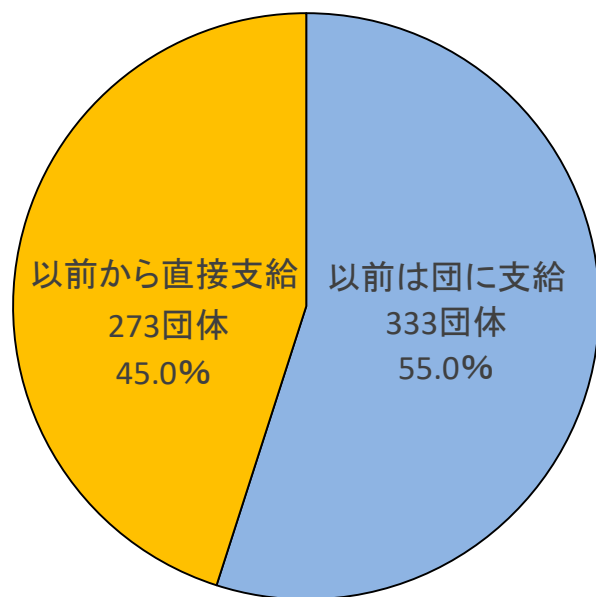
【出勤手当の支給方法（団体規模別）】

区分	①個人に 直接支給	②団経由で 個人に支給	③団に支給	④ ①及び②	⑤ ①及び③	⑥ ②及び③	⑦ ①、②及び③
政令市	17	3	1	0	0	0	0
	81.0%	14.3%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	30	12	8	4	6	0	0
	50.0%	20.0%	13.3%	6.7%	10.0%	0.0%	0.0%
一般市	250	133	142	77	78	7	7
	36.0%	19.2%	20.5%	11.1%	11.2%	1.0%	1.0%
町村	309	221	231	66	69	9	3
	34.1%	24.4%	25.4%	7.3%	7.6%	1.0%	0.3%

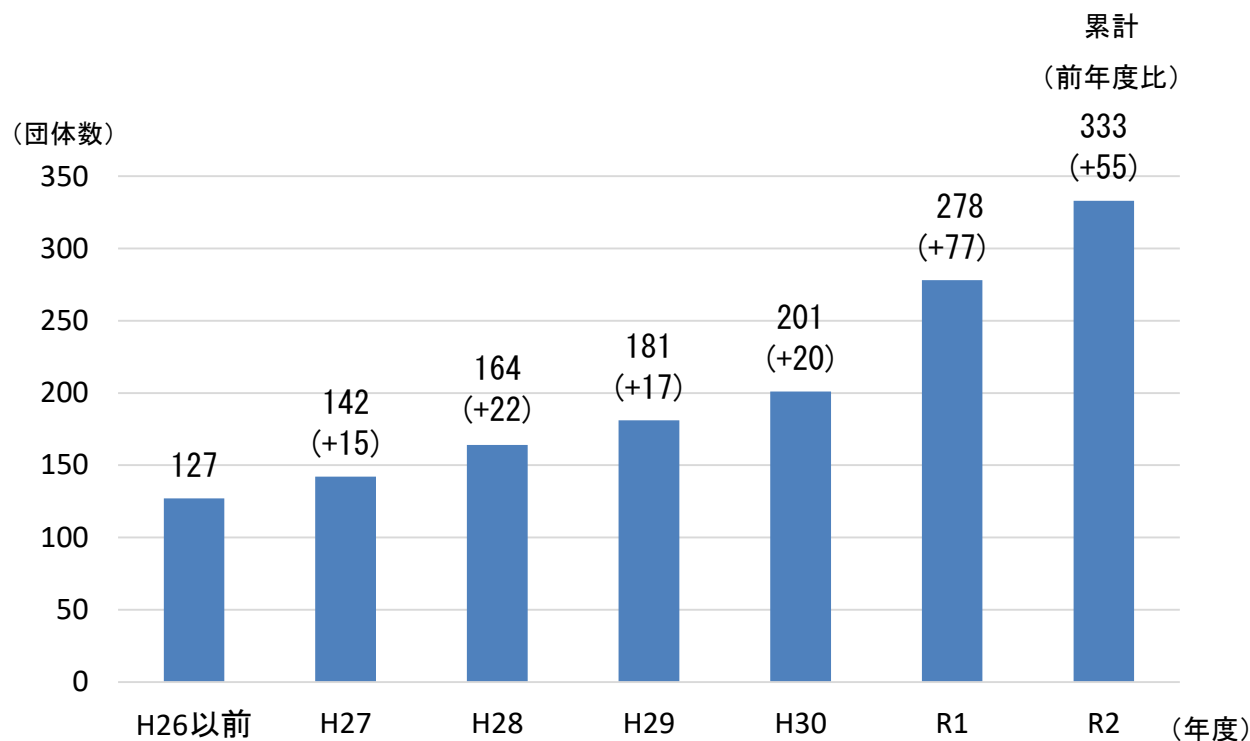
以前は団に支給していた団体数 等

- 全ての団員に対し直接支給している606団体のうち、333団体（55.0%）が以前は団に支給。
- 近年、直接支給への見直しが進んできており、特に、直近2年間では、132団体が直接支給への切替えを行った。

【以前は団に支給していたか】



【団に支給から直接支給に切り替えた団体数】

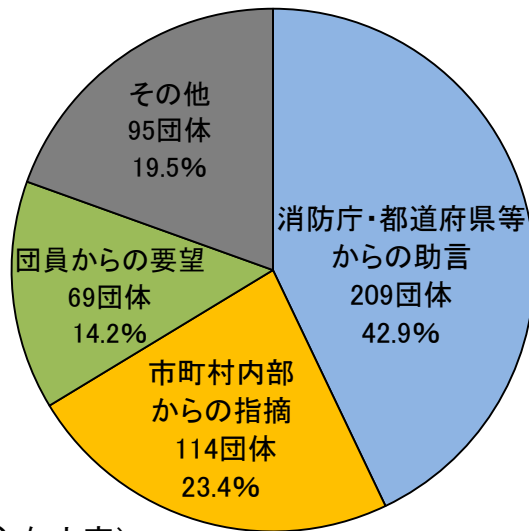


※R2年度は、調査時点までに切り替えた団体数

直接支給に切り替えた理由 等

- 直接支給に切り替えた理由として、「消防庁・都道府県等からの助言」を挙げる団体が最も多く、次いで「市町村内部からの指摘」、「その他」、「団員からの要望」となっている。
- また、直接支給に切り替えた際の市町村における主なメリットとして「会計処理の適正化」、「団員のモチベーション向上」などが挙げられる一方、デメリットとして「事務負担の増加」、「運営費の減少」などが挙げられた。

【直接支給に切り替えた理由】



(「その他」の主な内容)

※複数回答可

- 支給の透明性の確保
- 近隣団体の動向にあわせた
- 支給方法に係る報道を見て、直接支給が適切と判断した

【直接支給への切替えによるメリット・デメリット】

【メリット】（主なもの）

- ・ 個人へ確実に支払うことができ、また支払い漏れがなくなり、会計処理が適正化される。
- ・ 団員の活動実態の把握につながる。
- ・ 団員のモチベーション向上につながり、出勤率が上がる。
- ・ 入団促進につながる。
- ・ 個人に支給されるべき出動手当が、団の運営費に流用されることを防止できる。
- ・ 団員が高額な現金を扱う必要がなくなり、団員の負担軽減になる。

【デメリット】（主なもの）

- ・ 団員の口座情報の収集など、支給に係る事務量が増加する。
- ・ 分団の運営費が減少する。
- ・ 口座番号が変わった際などに振込できないケースがある。

個人に直接支給しない理由

- 個人に直接支給しない理由として、「事務が煩雑化するから」を挙げた団体が最も多く、次いで「その他」、「振込手数料の負担が増加するから」となっている。

【個人に直接支給しない理由】

理由	団体数
事務が煩雑化するから	740 (52.8%)
振込手数料の負担が増加するから	208 (14.8%)
その他	453 (32.3%)

(「その他」の主な内容)

※複数回答可

- 団からの要望により団に支給しているため。
- 団の運営費を確保するため。
- 各団員から振込口座として分団の口座を指定されているため。
- 過去からの慣例。
- 分団長から団員へねぎらいの言葉をかけながら手渡ししたいため。

団から個人への支給実態の把握方法 等

- 団経由で個人へ支給している場合（６ページの②, ④, ⑥, ⑦）における、団から団員個人への支給実態の把握方法は、「団に一任」を挙げる団体が63.3%と最も多く、次いで「受領書等への署名・押印」が28.6%となっている。
- 団に支給している場合（６ページの③, ⑤, ⑥, ⑦）における、団への支給に係る団員個人の同意の取得方法は、「同意書・委任状等」が63.3%と最も多く、次いで「団に一任」が27.8%となっている。

【団から個人への支給実態の把握方法】

把握方法	団体数
受領書等への署名・押印	155 (28.6%)
支給実績報告書等の作成	10 (1.8%)
団に一任	343 (63.3%)
未確認	23 (4.2%)
その他	11 (2.0%)

【団への支給に係る団員個人の同意の取得方法】

取得方法	団体数
同意書・委任状等	355 (63.3%)
口頭	14 (2.5%)
団に一任	156 (27.8%)
同意なし	27 (4.8%)
その他	9 (1.6%)